

愛媛県地域産業クラスター計画の策定に向けた 計画推進の核となる企業等の公募要領

令和8年8月17日

※本要領の内容は、国との協議及び計画策定の進捗に応じて変更する場合があります。

1 趣旨

国においては、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成することにより、地域経済の成長と「強い経済」の実現を図るため、令和8年7月に「地域未来戦略」を閣議決定しました。

愛媛県では、この地域未来戦略を踏まえ、県内産業の稼ぐ力の向上、付加価値の創出、投資促進及び産業人材の育成・確保を図るため、4つの産業分野に関する地域産業クラスター計画の策定に向けた検討を進めているところです。

本公募は、これら計画の策定の検討に当たり、計画推進の核となり得る企業等を把握し、その企業リストを作成するとともに、各社の製品・技術・サービス、事業計画、設備投資の見込み、県外・海外需要の獲得可能性、県内企業等への波及可能性等を計画に反映するため、実施するものです。

2 愛媛県地域産業クラスター計画における検討分野等

	分野	対象となる産業領域	主な対象区域・機能
1	海洋関連産業	次世代船舶(環境負荷低減船舶)、船用機器、海洋関連部材、電装・制御、保守管理、洋上風力発電関連部材・O&M等を核とする海洋関連産業領域	今治市、上島町、新居浜市、西条市及び四国中央市を中心とする東予地域の臨海部。 松山市、松前町、八幡浜市及び宇和島市は連携拠点。
2	紙・素材関連産業	紙関連製品(機能紙、衛生用品、包装資材等)、紙・パルプ由来素材、CNF、環境対応素材、紙関連製造装置等を核とする紙・素材関連産業領域	四国中央市を中心とする。西条市、松山市、松前町は素材関連拠点との連携区域、新居浜市等の東予地域の関連機能と連携。
3	魚類養殖関連産業分野	魚類養殖業(水産養殖業)、水産加工流通業(食品製造業、農畜産物・水産物卸売業)、運輸業(道路貨物運送業、水運業)等を核とする魚類養殖振興関連産業分野	宇和海の沿岸市町(八幡浜市、西予市、宇和島市、愛南町)
4	果樹農業関連産業分野	柑橘等果実の生産(農業)、果実加工品の生産(食料品製造業)等を核とする果樹農業関連産業分野	温州みかんの主要産地である八幡浜市、宇和島市を中心とした南予地域、中晩柑や落葉果樹の主要産地である松山市、今治市を中心とした東予・中予地域

※対象となる産業領域、主な対象区域・機能は、今後の国との協議、県内企業等への確認、計画策定過程において変更となる場合があります。

※各検討分野について、別添の概要資料もご参照下さい。

3 計画推進の核となる企業の考え方

本公募における「計画推進の核となる企業等」とは、対象産業領域のサプライチェーン又はバリューチェーン上で重要な役割を担い、県外・海外需要の獲得、県内企業等との取引拡大、設備投資、付加価値向上、産業人材育成等を牽引し得る事業者を指します。

計画への位置付けに当たっては、国が地域産業クラスター計画に求める観点も踏まえ、主に次の事項を総合的に確認します。

観点	確認する主な内容
有望度	製品・技術・サービスが明確であり、市場ニーズが特定され、県外・海外需要の獲得又は国内上位シェアの獲得が見込まれること。
実現可能性	事業規模、技術力、サプライチェーン・バリューチェーン上の役割・立ち位置が明確であり、計画を推進する能力を有すること。
地域内・国内提供可能性	重要な部品・技術・工程・サービスについて、県内又は国内での調達・提供可能性を高め、県内企業等との取引拡大が見込まれること。
高付加価値創出可能性	設備投資、製品開発、DX・GX、生産性向上、共同開発・共同受注等を通じて、業種内又は地域内比較において高い付加価値創出が期待できること。
域内波及	域外販売、域内仕入、県内企業等への発注・調達、人材育成・定着、持続可能な労働環境整備等により、地域内への波及が見込まれること。
伴走支援との連携	県、関係市町、金融機関、産業支援機関、大学・研究機関等との連携により、計画期間中の継続的な伴走支援が可能であること。
進捗確認	KGI・KPIの把握や、設備投資、売上、県内調達、人材育成等の進捗確認に協力できること。

※なお、計画に位置付けられたことをもって、国又は県の補助金、融資、税制その他支援施策の採択又は活用を確約するものではありません。

4 想定される支援・活用の方向性

- ・国、県、市町、産業支援機関、金融機関、大学・研究機関等の支援施策や伴走支援につながる可能性があります。

※支援の内容は、各制度の要件や予算等によります。計画への位置付けは、個別制度の採択、補助率、優遇措置等を保証するものではありません。

5 応募対象

応募できる者は、次の要件を満たす事業者（法人又は個人事業者）とします。

- ・愛媛県内に本社、主たる事業所、工場、研究所その他の事業拠点を有すること、又は計画期間中に県内で事業拠点の新設・拡充を予定していること。
- ・2に掲げるいずれかの産業領域に関連する事業を行っていること、又は今後当該産業領域での事業展開を予定していること。

- ・本計画の推進に資する製品・技術・サービス、事業計画、設備投資、研究開発、取引拡大、人材育成、販路開拓等の取組を有すること又はこれらの取組を検討していること。
- ※検討中のものや最終投資判断に至っていない段階の事業(投資)計画でも応募いただいて構いません。
- ・県からのヒアリング、進捗確認、国との協議に必要な情報提供等に協力できること。

6 応募内容

分野1, 2に応募する場合は**応募様式A**、分野3, 4に応募する場合は**応募様式B**に主に次の事項を記載のうえ、「9 提出方法及び提出先」に記載の提出先に提出してください。(各分野は「2 愛媛県地域産業クラスター計画における検討分野等」を参照。)

応募様式A (分野1, 2)	応募様式B (分野3, 4)
1 応募区分(複数選択も可) 2 企業情報 3 担当者情報 4 対象分野における事業内容・企業の強み ・主な製品・技術・サービス ・県内での事業活動 ・市場ニーズ・県外需要 等 5 取引状況 ・売上高(県外・海外売上高) ・仕入高(県内仕入高) ・県内企業等との主な取引・連携 6 今後の事業計画・投資計画【任意】 7 地域内への波及効果 8 行政・支援機関等に求める支援、事業実施上の課題【任意】	1 応募区分(複数選択も可) 2 企業情報 3 担当者情報 4 応募分野における事業内容・自社の強み ・県内での事業概要 ・自社の強み 等 5 自社の将来像・今後の投資方針 ・自社の将来像(自社の戦略・将来ビジョン) ・目標(生産量、輸出額、雇用人数) ・今後の投資方針・予定(拠点新設・拡充予定等) 等 6 行政・支援機関等に求める支援、事業実施上の課題【任意】

7 応募期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月31日(月)17時まで

※提出期限後であっても、企業リストの見直し等のため、追加募集又は個別確認を行う場合があります。

8 提出書類

- ・応募様式
- ・直近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書等)
- ・企業概要が分かる資料(会社案内、パンフレット、ホームページ資料等)
- ・応募内容を確認できる資料(投資計画、事業計画書、製品・技術資料等)
- ※決算書その他の非公表資料については、計画策定のために必要な範囲で使い、原則として公表しません。

9 提出方法及び提出先

提出書類を電子メールにより、次の提出先まで送付してください。

応募様式A 分野1, 2	提出先	愛媛県 経済労働部 産業政策課
	メール	sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp
	メール件名	「地域産業クラスター計画」中核企業応募(企業名)
	電話	089-912-2475

応募様式B 分野3, 4	提出先	愛媛県 農林水産部 農政課
	メール	nousei@pref.ehime.lg.jp
	メール件名	「地域産業クラスター計画」中核企業応募(企業名)
	電話	089-912-2513

※電子メールの容量が大きい場合は、事前に提出先へ相談をお願いします。

10 計画への位置付け及び確認方法

- ・計画推進の核となる企業等に該当するかどうかは、国が示す考え方等を踏まえ、上記3に掲げる観点により応募内容を総合的に確認し、県において選定します。
- ・応募様式に記載いただいた内容は、県の地域産業クラスター計画策定の参考とさせていただきますが、その全てが計画に位置付けられるものではありません。
- ・必要に応じて、追加資料の提出、ヒアリング又は内容確認を求める場合があります。
- ・応募いただいた全ての企業が計画推進の核となる企業として選定されるものではありません。県による企業の選定後、当該企業を含む地域産業クラスター計画が国により決定されることをもって、計画への位置付けが確定することになります。
- ・本公募に応募いただいた企業等に加え、地域産業クラスター計画の推進上必要と認められる企業については、関係団体等からの推薦又は県による個別確認を行い、当該企業の意向を確認した上で、企業リストへの掲載させていただく場合があります。
- ・計画への位置付けの有無及び公表内容については、県から応募企業へ個別に連絡します。なお、確認過程、国との協議内容その他の個別の判断過程については、お答えできない場合があります。

11 応募情報の取扱い

- ・提出資料は、地域産業クラスター計画の策定、企業リストの作成、国との協議、県・市町・支援機関等による伴走支援の検討に使用します。
- ・応募企業が県により計画推進の核となる企業として選定され、当該企業を含む地域産業クラスター計画が国により決定された場合、企業名が内閣官房ホームページで公表される予定です。
- ・売上高、取引額、投資額、個別の取引先、未公表の技術・事業計画等の個社情報は、応募企業の同意がある場合を除き、原則として公表しません。
- ・計画策定、国との協議及び県・市町・支援機関等による伴走支援の検討に必要な範囲で、内閣官房、関係省庁、関係市町、支援機関等に情報を共有する場合があります。

12 応募後の進捗確認

計画に位置付けられた企業については、計画期間中、必要に応じて、設備投資、売上、県内調達、共同開発・共同受注、人材育成・定着等の進捗確認への協力をお願いします。進捗確認は、企業への過度な負担とならないよう、既存資料、ヒアリング、簡易な様式等により実施する予定です。

13 留意事項

- ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・応募内容に虚偽又は重大な誤りが判明した場合は、計画への位置付けを行わない、又は位置付けを取り消す場合があります。
- ・計画の策定状況、国との協議、企業の意向確認等により、本公募の内容、対象分野、スケジュール等を変更する場合があります。
- ・本要領に定めのない事項については、県が必要に応じて定めます。

14 問い合わせ先

応募様式A 分野1, 2	提出先	愛媛県 経済労働部 産業政策課
	メール	sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp
	電話	089-912-2475

応募様式B 分野3, 4	提出先	愛媛県 農林水産部 農政課
	メール	nousei@pref.ehime.lg.jp
	電話	089-912-2513